

令和4年2月1日

関係団体の長様

広島県土木建築局建設産業課長
(〒730-8511広島市中区基町10-52)

施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（通知）

広島県の土木建築行政の推進につきましては、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

このことにつきまして、令和4年1月27日付け国不建第445号で、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から通知がありました。

つきましては、別紙「施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について」のとおり、広島県の取り扱いを定めました。

貴団体におかれましては、適切な掲示がされるよう、関係者に周知してください。

担当 建設業グループ

電話 082-513-3822 (ダイヤル)